

有明アーバンスポーツパーク整備運営事業 官民対話質問事項に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第●	●	(●)	カナ	(カ)		
1	要求水準書	アーバンスポーツ施設及び管理施設の改修	5	第1	3	(3)	ア		改修工事を2024年3月以前に着手する事はできないでしょうか。又、改修工事にあたり、大型車、ラフタークレーンの進入経路はあるでしょうか。	原則、2024年3月以前に改修工事に着手することはできません。 大型車両の進入経路は、今後の協議によります。改修工事に当たり必要となる車両の進入については、必要に応じ、都庁内関係各所、道路管理者、交通管理者と調整してください。また、進入に当たり工事や養生が必要な場合は、事業者負担となります。
2	要求水準書	基盤施設及び多目的施設の建設工事	5	第1	3	(3)	イ		工事期間の短縮による全面開業日の前倒しを検討する際、全面開業日はいつまでに確定する必要があるでしょうか。	全面開業日は、事業契約の締結までに確定する必要があります。また、工事期間を短縮する場合は、提案書様式3-2-2等において全面開業日の予定時期を記載してください。 事業契約締結後の工期の変更については、事業契約書(案)第51条のとおりです。
3	要求水準書	環境への配慮	8	第1	7	(1)			水光熱費の単価高騰が著しい状況です。物価上昇リスクは原則事業者負担となっている中で、状況によっては水光熱の購入基準は柔軟に協議可能でしょうか。	該当箇所に記載のとおり、電気の購入については、「東京都グリーン購入ガイド」における水準1の条件を満たすことを必ず考慮するとともに、水準2の条件を満たすよう努めてください。
4	要求水準書	配慮事項 接遇	9	第1	7	(3)			本施設に皇族等の要人が来場するときは、本施設の信用を失墜させることのないよう対応することとあるが、実際にご観覧エリアの増設やご休所としての控室、特別動線の増設など臨時対応費が増加すると推測するが状況と実施の必要性に応じて都に負担していただけないか。	都は、本施設の増設等に係る費用負担はしません。ただし、要人の来場の際には、適宜必要な協力をして対応を行います。

No.	資料名	タイトル	該当箇所					質問	回答	
			頁	第●	●	(●)	カナ			(か)
5	要求水準書	物価変動リスク	9	第1	7	(8)			事業者が物価変動リスクを負担するというのであれば料金改定を事業者判断で速やかに実施できるようにしてください。支出側のリスクだけ事業者が負担し、収入側を自由にコントロールできないというのは合理性に欠けます。	利用料金の変更に当たっては、要求水準書 第11、2、(3)に記載のとおり、変更後の業務計画書を都に提出し、承認を受けてください。
6	要求水準書	配慮事項	10	第1	7				物価変動等に伴う経済的リスクは事業者が負うとあるが、次項の第1-8記載の急激な社会・経済環境の変化として考える、用語の定義に定める天災を始めとする不可抗力事項及びコロナのような突発的疫病の発生・蔓延、大恐慌の発生等も合わせて事業リスクであり、事業者努力のみでカバーできるものでないため、事業契約時に双方協議の上対応事項を定めるようにしてほしい。	該当箇所のとおり、物価変動等に伴う経済リスクは事業者の負担となります。 また、大規模な感染症を含む不可抗力については、事業契約書（案）第11章に基づいて対応します。
7	要求水準書	要求水準に関する検証及び変更	10	第1	8				同上（No.6）の件、協議の上変更可能かご教示いただきたい。	No.6を御参照ください。
8	要求水準書	施設名称	11	第2	1				有明アーバンスポーツパークの名称は多目的ゾーンも含めて正式名称として決定しているのでしょうか。応募事業者の提案内容等に応じて名称（呼称）を変える事ができるのでしょうか。	「有明アーバンスポーツパーク」は正式名称として決定しています。ネーミングライツを導入する場合を除き、名称を変更することはできません。
9	要求水準書	敷地面積	11	第2	2	(1)			敷地面積31,204.48㎡とあるが、大会レガシーゾーン、広場、多目的ゾーン含め1敷地とみなすのでしょうか。確認申請上、建蔽率や容積率、緑化基準の算定の基準となる敷地面積を確認したい次第です。また多目的ゾーン内で任意に敷地を分割することは可能でしょうか。建蔽率・容積率の規定31,204.48㎡を1敷地とした場合、先行整備される屋内ボルダリング棟、管理棟を含めた数字となるのか確認をお願いします。	建築確認申請における敷地は、都と協議の上、建築主事と調整してください。 建築面積の上限である4800㎡は、事業者が新たに設置できる建築面積であり、屋内ボルダリング棟及び管理棟は含みません。 31,204.48㎡を1敷地とした場合、容積率に係る延べ面積の算出に当たっては、屋内ボルダリング棟及び管理棟を含めて算出してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第●	●	(●)	カナ	(か)		
10	要求水準書	指定建蔽率	11	第2	2	(1)			指定建蔽率60%ただし・・・建蔽率7%が適用され、・・・多目的施設の建築面積の上限は約4,800㎡とする予定とあるが、敷地面積31,204.48㎡の7%は2,184.313㎡となり、上限4,800㎡と矛盾すると思われます。建蔽率7%の適用はないものと考えていいでしょうか。	建築面積の上限である4800㎡は、本施設の敷地外を含む有明親水海浜公園全体の敷地面積に対して建蔽率7%を適応した上で、都の建築物に必要となる建築面積を差引いて算出しています。
11	要求水準書	管理棟	13	第2	2	(2)	イ		管理棟の利用イメージをご教授ください。 クライミングとスケートボード、両方の利用者の受付機能を持たせる想定でしょうか？ 来場者の導線も合わせてご教示ください。	事業者の提案により多目的施設と連携し、受付機能等を有機的に配置してください。 なお、管理棟は、アーバンスポーツ施設（スケートボード施設、屋内ボルダリング棟、3x3 バasketボール）の受付機能を持たせられるように設計しています。 有明テニスの森駅から多目的ゾーン及び広場を横切って入場する動線も可能です。
12	要求水準書	緑地	14	第2	2	(2)	イ		大会レガシーゾーンの緑化面積934.85㎡と記載されていますが、広場ゾーンの緑化面積、緑化本数をご教示ください。広場ゾーンに多目的施設を計画することは可能でしょうか。広場ゾーンの計画をご教示ください。多目的ゾーンとの接続を確認したい次第です。	広場の緑化面積は約2,350㎡を予定しています。芝生にて緑化する予定で、植栽の予定はありません。 要求水準書 第3、2、(3)に記載のとおり、広場への多目的施設の配置は不可としていますが、歩行者動線や住環境への配慮等を前提に、ベンチ等広場の通行を妨げない設置物や、イベント時等の仮設置物の設置は可としています。 広場は有明北地区地区計画において宅地内広場1-1号として自由な通行が可能なスペースとして計画されています。
13	要求水準書	アーバンスポーツ施設及び管理施設の改修設計業務	17	第3	2	(1)			東京都整備のスポーツクライミング棟及び管理棟の外壁の色見をご教示いただきたい。	守秘義務対象資料を御参照ください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第●	●	(●)	カナ	(か)		
14	要求水準書	アーバンスポーツ施設及び管理施設の改修設計業務	17	第3	2	(1)			スケートボードコース内へ雨天時も使用可能なテント上屋（常設又は仮設）の設置は可能でしょうか。又、物販施設（テナント誘致）の設置は可能でしょうか。	いずれも可能です。 上屋の設置については、関係法令により認められるものであることが前提となります。建築敷地の設定に伴い江東区みどりの条例などによる整備が必要になる可能性がありますので御注意ください。 また、テント上屋が建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一項第一号に規定する建築物に該当する場合は、建築面積に含まれます。（その場合は、事業者が新たに設置できる建築面積の上限である4,800㎡に含まれます。）
15	要求水準書	アーバンスポーツ施設及び管理施設の改修設計業務	17	第3	2	(1)			スケートボードコース東側の緑地部分へ物販、飲食等の設置は可能でしょうか。（広場とスケートボードコースの間にある緑地部分）	可能です。 上屋の設置については、関係法令により認められるものであることが前提となります。建築敷地の設定に伴い江東区みどりの条例などによる整備が必要になる可能性がありますので御注意ください。
16	要求水準書	多目的ゾーンの引き渡し状況	18	第3	2	(2)			多目的ゾーンの引き渡し状況の詳細を教えてくださいませんか。基盤施設の整備の費用の見積に必要となります。	多目的ゾーンは現状有姿で引き渡します。多目的ゾーンでのインフラの引込はありません。レガシーゾーンへのインフラの引込状況については、守秘義務対象資料を御確認ください。
17	要求水準書	基盤施設の設計業務 イ 費用負担	18	第3	2	(2)	イ		基盤施設の整備費用の一部について、都が支払うとあり、上限金額の提示がありますが、事業者計画による基盤整備内容が上限金額を超える場合、整備対価の提案は上限金額とする事でよろしいでしょうか。その場合、【様式3-6-2】基盤施設の整備対価の算出根拠は事業者負担分を▲計上すればよろしいでしょうか。又、電気、給排水等のインフラ引込みは対象とならないでしょうか。	御理解のとおり、基盤施設の整備費用の額が、事業契約書（案）別紙11に記載の上限額を上回る場合は、当該超過分は、事業者負担分としてマイナス計上してください。 電気、給排水等のインフラの引込について、事業者が所有する多目的施設に接続する場合は、対象となりません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第●	●	(●)	カナ	(か)		
18	要求水準書	多目的施設の設計業務	20	第3	2	(3)	ウ	(ア)	広場への日除け（簡易テント、パラソル等）、テーブル・ベンチ・イスの設置は可能でしょうか。	歩行者動線や住環境への配慮等を前提に、速やかに撤去可能な日除け（建築基準法第二条第一項第一号に規定する建築物に該当しないもの）、テーブル、ベンチ、イスについては、設置可能です。
19	要求水準書	多目的施設の設計業務	20	第3	2	(3)	ウ	(ア)	シェアサイクルの設置及び設置に関する手続きに協力を行うこと。とありますが、設置は東京都が行うのでしょうか。	江東区コミュニティサイクルは、実施主体が江東区、運営事業者が(株)ドコモ・バイクシェアとなります。設置は、運営事業者が行います。
20	要求水準書	外構計画	20	第3	2	(3)	ウ	(ウ)	a 植栽に、植栽の配置は江東区みどりの条例の基準を満たすよう行うことと記載されているが、付属資料遵守すべき法令等P4、臨海副都心有明北地区によるまちづくりガイドラインによる敷地面積40%以上の緑化面積は適用されないものと考えていいでしょうか。	臨海副都心有明北地区まちづくりガイドラインにおいて、緑化面積については「江東区みどりの条例」に基づき水準以上を確保することとしています。（敷地面積40%以上の記載はありません。）また、ガイドラインでは死角が生じないように配慮するなど、植栽の仕方についても記載していますので御留意下さい。
21	要求水準書	開業準備業務の要求水準 (1) 広報・誘致・予約管理業務 ②誘致	26	第6	2	(1)	②		有明北地区住民の世代別構成等も考慮に入れて、周辺住民のニーズに応じたイベント等を積極的に誘致することとあるが、本案件の下調べ段階等で近隣住民の自治会・商工会等・地元連絡協議会等へ本事業の説明をしている場合その内容を開示共有して頂くことは可能でしょうか。	開示できません。
22	要求水準書	開業準備業務の要求水準 (4) 職員研修	28	第6	2	(4)			本施設の職員研修に最もふさわしいと都が認識する施設を参考としてご教示頂くことは可能でしょうか。	参考として示すことはできません。
23	要求水準書	業務の要求水準 (1) スポーツ大会、各種イベントの誘致	36	第8	2	(1)			スポーツ大会、各種イベントの誘致について記載あるが、都から今現在に至るまでに本案件に関して各競技団体へのアプローチまたはヒアリングされたことがある場合その内容を開示頂くことは可能でしょうか。	開示できません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第●	●	(●)	カナ	(か)		
24	要求水準書	業務の要求水準 (1) スポーツ大会、各種イベントの誘致	36	第8	2	(1)			スポーツ大会、各種イベントの誘致について記載があるが、各競技における全国大会または国際大会を誘致・開催するにあたり、スポーツ振興の観点から全体的または個別的に都との協労による誘致や都からの主催共催などでの開催金負担など検討できるかご教示頂くことは可能でしょうか。	都による開催負担金等については、随時、都のホームページ等を御確認ください。
25	要求水準書	一時滞在施設運営業務	41	第8	2	(14)			一時滞在施設に指定される予定とあるが、指定された場合、指摘の一時滞在施設の運営マニュアル3.4Verを参照すると、有明北地区唯一の一時滞在施設となり、発災の際は近隣地域防災組織との情報連携・実施連携等が重要となるが、そのような組織体にはすでに本案件の事前説明などされておりますでしょうか。また、されている場合はその内容を開示して頂くことは可能でしょうか。されていない場合は今後どこにどのようにアプローチすべきかご教示頂くことは可能でしょうか。地域の防災拠点の一旦として平時・発災時間問わず責務を誠意をもって果たしたいと考えております。	近隣地域防災組織に対する説明は行っていません。当該組織に対するアプローチが必要となる場合は、随時、案内します。
26	要求水準書	一時滞在施設運営業務	41	第8	2	(14)			一時滞在施設に指定される予定とあるが、指定された場合、指摘の一時滞在施設の運営マニュアル3.4Verを参照すると、有明北地区唯一の一時滞在施設となり、利用が集中するように想定されるが、都の受け入れ許容希望は何名規模か、また、その人数分×3日分の食料を含む備蓄品を備蓄するように記載があるがマニュアル記載の通り都防災部よりすべて提供頂くことは可能でしょうか。加えて保管場所の確保は施設管理者からの提供とあるが、備蓄倉庫のようなものを設置せねばならない場合都より提供いただけるかご教示頂くことは可能でしょうか。	一時滞在施設の許容人数は、大会レガシーゾーンの屋内施設の収容可能人数を前提として調整しています。備蓄品は都が提供します。備蓄倉庫は大会レガシーゾーンの屋内施設で保管することを想定しており、追加設置は想定しておりません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第●	●	(●)	カナ	(か)		
27	要求水準書	実施体制に関する要求水準	43	第10					実施体制を構築する応募グループ参加企業及び統括管理責任者をはじめ各業務責任者が有するノウハウ・実績を提案書に記載するにあたり、個別の企業名に応募者企業名が記載されることは問題ないかご教示頂くことは可能でしょうか。(実名がない場合実績のエビデンス性が不透明になることを危惧しています)	企業名は記載せずに、ノウハウ・実績を記載してください。
28	要求水準書	ネーミングライツの募集手続き	52	第12	1	(4)			公募条件については都と事前協議することとあるが、応募グループ参加企業にとっての競合排除は可能か、ご教示頂くことは可能でしょうか。	公平性を確保するため、競合排除を可能とすることは想定していません。
29	要求水準書	ネーミングライツの募集手続き	52	第12	1	(4)			都といっしょに「選定委員会」を組成して、ネーミングライツを募集するというようなやり方もありえるか。また、価格の適正性が担保されれば公募によらず自社でネーミングライツをつける提案も検討できるかご教示頂くことは可能でしょうか。	具体的な公募手続については、今後、都との協議により決定します。 公平性、競争性を確保するため、公募に準じた形で選定するものとし、自社でネーミングライツをつけることは認めません。
30	要求水準書	ネーミングライツ	52	第12	1	(4)			ネーミングライツの公募条件として、都として考える成約を開示ください。公募のステップを踏まえば、事業者ないし事業者の関係会社がネーミングライツを取得すると考えてよろしいでしょうか。	公募条件は、公平性・透明性・競争性の確保に留意して、詳細は都と事業者の事前協議により定めます。 公平性、競争性を確保するため、公募に準じた形で選定するものとし、自社でネーミングライツをつけることは認めません。 また、事業者と資本関係又は人的関係を有する者等は、ネーミングライツ取得者になれないものとし、要求水準書、第12、1、(1)に追記します。詳細は、修正後の要求水準書を御参照ください。
31	要求水準書	ネーミングライツ	52	第12	1	(6)			ネーミングライツに関するIOC承諾について、要件があれば事前にご教示ください。多目的ゾーンについてもIOC承諾を要する範囲でしょうか。	多目的ゾーンについてもIOCの事前承諾が必要になります。

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第●	●	(●)	カナ	(か)		
32	要求水準書	ネーミングライツ	52	第12	1	(6)			ネーミングライツに関するIOC承諾については、IOCとの協議ははじめ手続きについて事業者が自ら行う想定でしょうか。	IOCへの事前承諾は、都が窓口となり事業者と共同で行うことを予定しています。
33	要求水準書	IOCの承諾	53	第12	1	(6)			ネーミングライツを設定する際は、IOCの事前承諾が必要であると記載あるが具体的に誰がどのように行うのか、また事前の承認調整を行い承諾申請を行った場合承諾取得迄どのくらいの期間を要するのか都の知見をもとにご教示頂くことは可能でしょうか。	IOCへの事前承諾は、都が窓口となり事業者と共同で行うことを予定しています。全面開業日までにネーミングライツ取得者を決定し、通称名を使用できるようにすることを目指しております。
34	募集要項	用語の定義	5						不可抗力の中に感染症の拡大リスクが含まれておりません。当該リスクは不可抗力に該当すると考えていいでしょうか。	事業契約書（案）別紙1の定義集に記載のとおり、「大規模な感染症」は不可抗力に該当します。
35	募集要項	運営期間	11		9	-(4)			事業者の努力で開業日を前倒しにした場合でも、短縮した整備期間を運営期間に算入できない理由はなぜでしょうか？ 事業期間が10年間と短いために事業者としての投資が困難となってしまう、非常にもったいないです。事業延長を検討頂けないのでしょうか？	本施設は暫定利用施設と位置付けているため運営期間が10年間に限られています。そのため、全面開業日を前倒しした場合でも運営期間は10年間となります。
36	募集要項	応募者等の構成	14	第3	1	(1)			応募グループで参加し、SPCを設立しない場合のスキームについて詳細を確認させてください。特に海上公園施設の設置許可について、施設保有を複数社で実施したい際の考え方について御教示ください。	応募グループで参加し、SPCを設立しない場合は、代表企業が事業契約を締結し、事業者となります。本施設を複数の者が所有することは可能ですが、その場合でも事業者（代表企業）が全ての施設の設置許可を一括して申請してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第●	●	(●)	カナ	(か)		
37	事業契約	運営に伴う近隣対策及び近隣対応	20	65条	4				追加的費用の負担は事業者とあるが、あくまで施設が建つこと自体に対するクレームは都負担と整理されていると理解しています。上記から社会通念上通常のアーバンスポーツ運営が難しくなるような要望が発生し、当該要望の実施が必須ということであれば貴都負担とすべきと考えます。 施設に対する理解が得られていない状況下で、通常の運営ができない条件を地域住民の要望ということで求められた場合に、当該事由を元に事業者側が一方的に業務不履行ととられかねない条文は修正をお願いします。	該当箇所の記載に基づいて、近隣対策又は近隣対応の実施により事業者が生じた追加的な費用については、事業者が負担するものとし、都が設定した条件に直接起因して近隣対策又は近隣対応が必要となった場合の追加的な費用については都が負担します。 条文は原文のままとします。
38	事業契約	税引前当期純利益に対する業績連動支払額	59	別紙12	1	(2)			コロナのように不可抗力で一時的に大きく売り上げが減少することが考えられます。税務上の繰越欠損金の様に、複数年度での計算を認めてください。10年間という短期間の中で売上が減少した年度が発生してしまうと回収が非常に難しくなります。	業績連動支払について、税務上の繰越欠損金と同様の複数年度での計算は認められません。 また、大規模な感染症を含む不可抗力については、事業契約書（案）第11章に基づいて対応します。リスク発生時に個別に協議に応じます。
39	事業契約	プロフィットシェア	59	別紙12	1	(2)			SPCではなく単独企業で応募した場合の対応の詳細について考え方をご教授ください。本事業に関わる単独のPLを作成して計算するというのでしょうか。	御理解のとおり、本事業に関わる単独の損益計算書を作成して税引前当期純利益の額を計算してください。
40	その他	【事業契約書（案）】 都用地無償貸付契約書（案）	49						第6条（8）護岸の使用に際しては～護岸際20mには1平方メートル当たり0.5トン以上の荷重をかけないこと。とありますが、敷地内は海岸保全区域・港湾隣接地域の対象となっていないようですが、敷地内の建築に影響する事ではないとの理解でよろしいでしょうか。	護岸際から45mが海岸保全区域及び港湾隣接地域の対象となっております。荷重制限は護岸際20mの範囲です。また、海岸保全区域内では掘削の制限もあります。詳細は担当部署（港湾局港湾経営部経営課指導担当）に相談・協議のうえ、御対応ください。 (参考URL) https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/business/12_minato_koto_a3.pdf

No.	資料名	タイトル	該当箇所					質問	回答
			頁	第●	●	(●)	カナ		
41	その他	近隣対応業務						近隣の学校から意見要望等が出ておりましたら、開示をお願いいたします。もし要望や意見があれば、どちらの学校と対話しているかもご教示頂くことは可能でしょうか。	開示できません。
42	その他	近隣対応業務						夢の島スケートボードパークを有する江東区とは本件事業についてなにか対話をされていますでしょうか。もしされている場合、対話内容をご教示いただくことは可能でしょうか。	開示できません。
43	その他	近隣対応業務						有明企業協議会とは事前に協議を行っておりますでしょうか。もし協議されている場合、どのような意見要望が出ているかご教示いただくことは可能でしょうか。	開示できません。
44	その他	近隣対応業務及び店舗設計について						アーバンスポーツ施設の営業時間は22時迄と解するが、店舗等多目的施設の営業時間に関する制限はありますでしょうか。 また、店舗などの多目的に施設について 東京都の希望や近隣の方から要望されている業種・業態がもしあれば、ご教示いただくことは可能でしょうか。	要求水準書 第6、2、(2)、アに記載のとおり、多目的施設を含めた本施設の開館時間は原則22時までの範囲で設定してください。 業種・業態の希望・要望について示すことはできません。
45	その他	年間利用者数						アーバンスポーツパーク年間利用者8万人の計算根拠があればご教示頂くことは可能でしょうか。また、利用者には大会の観戦者なども含むと理解してよいでしょうか。	年間利用者数目標の8万人は、類似施設等を参考としてアーバンスポーツ施設の利用者数として設定しています。スポーツ大会の観戦者等は含みません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第●	●	(●)	カナ	(か)		
46	その他	屋外広告物について							屋外広告物の制限について、掲載可能なものとそうでないものを例示いただくことは可能でしょうか。また、ベンチや芝生・広場などに協賛企業名やスポンサー名を冠しても問題ないかご教示いただきたい。 (例：【商品名】広場、)	臨海副都心有明北地区まちづくりガイドラインに基づき、設置できる屋外広告物は原則として自家用広告物に限るとしています。 掲出可能な広告物は、東京都発行「屋外広告物のしおり」や江東区発行「江東区屋外広告物申請の手引き」等を御参照ください。 なお、ベンチ等の寄贈を受け、そこに協賛企業名等を冠することは一定条件の中で認められる余地がありますが、芝生や広場に協賛企業名やスポンサー名等第三者広告物に該当するものをプレート設置、プロジェクションマッピング投影、芝生の刈りこみ等で表示することはできません。
47	その他	建築面積の適用について							屋根のある「あずまや」のようなものは建築面積に含まれますでしょうか。	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一項第一号に規定する建築物に該当する場合は、建築面積に含まれます。(その場合は、事業者が新たに設置できる建築面積の上限である4,800㎡に含まれます。)
48	その他	建築物の仕様について							建物高さは2階以下であれば、制限はない認識で間違いはないでしょうか。	建物高さについては建築基準法によるほか、臨海副都心有明北地区まちづくりガイドラインにおいて、A.P.110m程度以下と定めています。
49	その他	遵守すべき法令等について							既存の制度を利用して、新設ではなく、例えば、グリーンエネルギーの調達、マルチモビリティステーション整備等で補助金の対象とできるかご教示頂くことは可能でしょうか。	補助金の対象については、随時、東京都のホームページ等を御確認ください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第●	●	(●)	カナ	(か)		
50	その他	設計仕様について							多目的ゾーンの車両切り下げ箇所は1カ所でよろしいでしょうか。その他場所に切り下げを作ることは可能でしょうか。また入出庫において、運用の制限はありますでしょうか。（例：左折イン左折アウトが必須等）	車両切り下げ設置箇所については、個別の協議によります。必ずしも1ヶ所に限られるわけではありません。入出庫の制限は、現時点では明示できませんが、学校の通学路や地域への配慮から、制限を設ける場合があります。
51	その他	店舗仕様について							自販機やロッカーなどの施設は建築面積に含まれない認識で間違いないでしょうか。また設置において、許可や申請は不要と考えて問題ないでしょうか。	建築基準法に規定する建築物、工作物に該当する場合は、建築面積に含まれます。設置に際して、海上公園施設の設置許可の手続きも必要です。
52	その他	防災対応について							隣接地運河沿いに「防災船着き場」を設置してほしいが、検討・協議可能かご教示いただきたい。	公園計画上、船着場は、東入江と西入江の2カ所(西は簡易なもの)を設置するようになっており、有明アークスポーツパーク北側の運河沿いに船着き場を設置することについての検討・協議はできません。なお、東入江に有明アリーナ整備運営事業者が設置した船着き場は、防災船着場です。(防災船着場の計画では有明親水海浜公園界隈に1カ所となっており、充足しています。)
53	その他	統括管理責任者等業務責任者の変更について							統括管理責任者を事業期間中に変更する際、事業者内にて適任性を判断し再選定を行う予定だが、その際に東京都にて適任性などを判断することはない認識でよろしいでしょうか。	要求水準書 第10、2、(3)に記載のとおり、統括管理責任者を変更する場合は、都の承諾が必要となります。要求水準書や提案書の内容を充足しているか確認します。
54	口頭追加質問								事業期間中の事業コンテンツ（キッチンカー、イベント等）の変更及び追加は可能でしょうか。	要求水準書 第8、2、(12)事業者による追加投資に従ってください。
55	口頭追加質問								主催者持ち込みのキッチンカーやイベントの実施は可能でしょうか。	可能です。

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第●	●	(●)	カナ	(か)		
56	口頭追加質問								事業終了時、残置の可能性はありますか。	要求水準書 第1、9に記載のとおり、多目的施設については、原則全て事業者の責任により撤去・原状回復し、その費用を負担しますが、協議の上で残置を認める場合があります。また、都又は都が指定する第三者は、事業実施のために事業者の所有する資産のうち、必要と認めたものを買取することができます。
57	口頭追加質問								ヒアリング資料と要求水準書の緑化面積が異なりますが、どのように理解すればよろしいでしょうか。	その後の設計等を経て、緑化面積は変更しています。要求水準書の緑化面積を正としてください。
58	口頭追加質問								建築基準法上の工作物となる大型遊具は建築面積に含まれるでしょうか。	建築面積に含まれます。(その場合は、事業者が新たに設置できる建築面積の上限である4,800㎡に含まれます。)
59	口頭追加質問								3×3のエリアは可動式とのことですが、常態的に他の場所に移すことは可能でしょうか。	可能です。
60	口頭追加質問								IOCが関わるネーミングライツの手続きに関して詳細をご教示いただけますでしょうか。	IOCへの事前承諾は、都と事業者が共同で行うことを予定しています。全面開業日までにネーミングライツ取得者を決定し、通称名を使用できるようにすることを目指しております。
61	口頭追加質問								多目的施設のネーミングライツについても公募が必要でしょうか。	必要です。

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第●	●	(●)	カナ	(か)		
62	口頭追加質問								屋外広告条例の範囲内であれば建物等に名前、装飾を入れることは可能でしょうか。	臨海副都心有明北地区まちづくりガイドラインに基づき、屋外広告物は原則として自家用広告物に限られるため、ネーミングライツ取得者が、施設の通称名等を掲出することができますが、ネーミングライツ取得者の名称等第三者広告物に該当するものを掲出することはできません。 通称名等を掲出する際も、掲出物の大きさ等により、江東区等の許可等が必要になる場合があります。 その他装飾等可能な範囲や掲出可能な広告物は、東京都発行「屋外広告物のしおり」や江東区発行「江東区屋外広告物申請の手引き」等を御参照ください。
63	口頭追加質問								仮設での物販は問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
64	口頭追加質問								先行管理はパリのオリンピックの時期と重複するかと思いますが、イベントの実施は検討されているのでしょうか。	先行管理期間中のイベントの実施は未定です。
65	口頭追加質問								応募グループで応募し、SPCを設立しない場合において、応募グループの参加企業以外の企業が、現物出資等により投資を行うことは可能でしょうか。必要となるプロセスはありますでしょうか。	提案書様式3-1-2に記載した事業実施体制等に齟齬が生じない範囲であれば可能です。 参加企業以外の企業が事業に関わる可能性がある場合は、出来る限り当該企業の概要や役割等を提案書に明記してください。ただし、その場合も提案書に企業名は記載せずに、ノウハウ・実績を記載してください。 また、当該企業に業務の一部を委託する場合は、事業契約書（案）第28条に従ってください。
66	口頭追加質問								プロフィットシェアは事業者で提案する理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
67	口頭追加質問								アーバンスポーツパーク（４）新築工事の仕様書を提供ください。	守秘義務対象資料として提供します。

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第●	●	(●)	カナ	(か)		
68	口頭追加質問								有明アーバンスポーツパークに関する発注予定を提 供ください。	東京都電子調達システムの年間発注予定情報を御確認 ください。

※「タイトル」「該当箇所」「質問」は、原則として原文のまま掲載しております。